

Nuclear Weapon & Nuclear Test Monitor

核兵器・核実験モニター

456-7
14/10/1

毎月2回1日、15日発行
1996年4月23日
第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行 ■ NPO法人ピースデポ

223-0062 横浜市港北区日吉本町1-30-27-4 日吉グリーンビル1F

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

主筆 ■ 梅林宏道 編集長 ■ 湯浅一郎 郵便振替口座 ■ 00250-1-41182 「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座 ■ 横浜銀行 日吉支店 普通 1561710 「特定非営利活動法人ピースデポ」

住民投票、独立を否決

—「非核スコットランド」への模索は続く

連載 スコットランド独立住民投票とトライデント(4)

2014年9月18日、スコットランドの英国からの独立を問う住民投票が実施された。結果は独立反対派が過半数を超え、独立は否決された。英国唯一の核兵器システムであるトライデントもその争点の一つとなった。今回の住民投票では否決されたものの、スコットランド国民党(SNP)や、スコットランド核兵器撤廃運動(SCND)が展開した、非核スコットランドの理念と目標は大きな力を得たことは間違いない。

住民投票、英国残留を選択

今回の住民投票の背景と概要は次のとおりである。

独立住民投票は、2012年10月15日、英国のデイビッド・キャメロン首相と、スコットランド自治政府のアレックス・サモンド首相(第1大臣)¹が、「エジンバラ合意」を交わしたことで、14年の実施が決まった²。投票権は16歳以上のスコットランド住民にあり、投票の際の有権者は約428万3千人であった。スコットランドの人口は約530万人なので、人口の約8割が投票権を持つこととなった。投票用紙には、「スコットランドは独立国になるべきですか？(Should Scotland be an independent country?)」との短い質問のみが記され、有権者は、「はい(Yes)」と「いいえ(No)」と印字された文字の右にある欄に×印をつける方式であった。

投票結果は、「はい」が1,617,989票(44.7%)、「いいえ」が2,001,926票(55.3%)となり、独立反対が上回った。改めてスコットランドの人口が約530万人であることを想起すると、約40万票差という結果は非常に僅差であったといえるだろう。投票総数は3,623,344票であり、これは実に有権者の84.59%にのぼった。地区ごとの結

果³を2ページの図及び表に示す。スコットランド全土のほとんどで独立反対が賛成を上回る結果となり、賛成が多数となったのは4地区のみであった。人口約60万人を抱えるスコットランド最大の都市であるグラスゴーでは、53.5%対46.5%で賛成が上回った。あらゆる国の国政選挙等でも似たような結果が出ることもあるが、工業が盛んな都市部では変化を求める傾向があり、今回の住民投票にもその傾向が現れていると言えるだろう。一方で、核兵器が配備されているクライド海軍基地を有するアーガイル・アンド・ビュートでは、41.5%対58.5%で反対多数と

今号の内容

スコットランド住民投票

<資料>スコットランドCND議長声明(全訳)

日印首脳、原子力協定推進を確認

<資料>日印首脳東京宣言(抜粋)

集団的自衛権「閣議決定」後の論議

<資料>「閣議決定」後の主な見解・答弁

【連載】被爆地の一角から(83)

「今こそ日本政府を動かそう」土山秀夫

なった。詳細は不明だが、基地関係者が多く住む地区だけに、クライド海軍基地の存続を求める意識が投票行動に反映されたのかもしれない。住民投票の一つの争点には「非核スコットランド」への賛否があった。核兵器廃絶の立場からみれば、住民投票の結果は残念ではある。しかし、スコットランドの非常に多くの人々が、自らの将来の行く末は自らの手で決定すべきであるという明確な意志を持ち、民主主義における権利を行使した結果である。そして人々の投票行動には、当然ながら、経済、雇用、福祉、教育、環境等々の非常に広範なテーマが複雑に反映されていた。

核兵器問題と独立住民投票

英国政府が唯一保有する核兵器であるトライデントミサイルおよび潜水艦は、スコットランド領内のクライド海軍基地(ファスレーンおよびクールポート)を拠点としている(下図)。

スコットランドのサモンド首相率いるスコットランド国民党(SNP。「民族党」とも訳される)は、07年の議会選挙において、「核兵器のないスコットランド」や、英国からの自主独立路線を掲げて第1党に躍進した。当時は緑の党との連立政権であった。その後、11年の議会選挙で、SNPは「英国からの独立」を公約に掲げ、全129議席の過半数を占める69議席を獲得し、単独で政権を運営する足場を固めた。

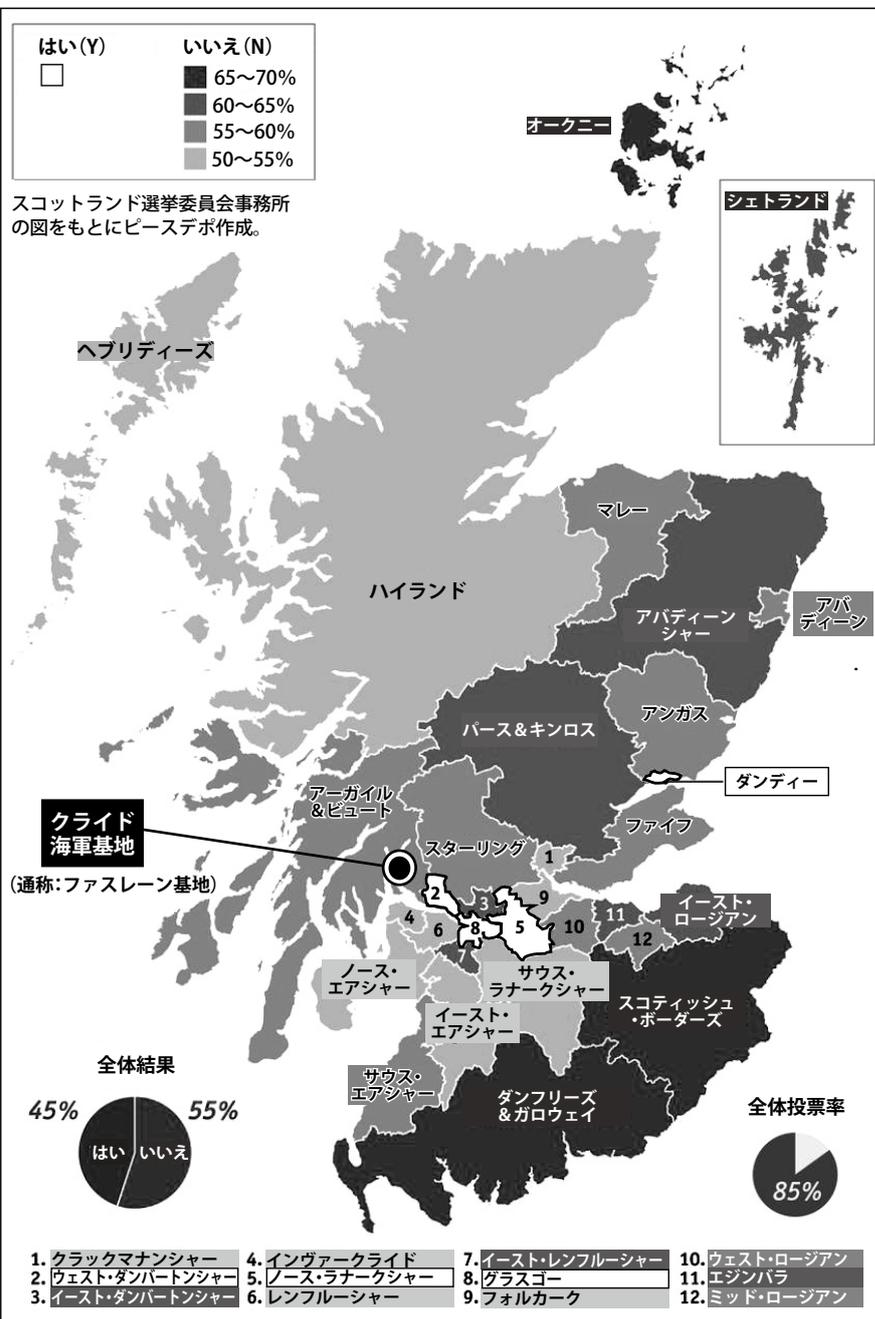
【表】スコットランド独立住民投票結果

2014年9月19日、%	スコットランドは独立国になるべきですか？	
カウンシル(行政区分)	はい	いいえ
アバディーン	41.4	58.6
アバディーンシャー	39.6	60.4
アンガス	43.7	56.3
アーガイル&ビュート	41.5	58.5
クラックマナンシャー	46.2	53.8
ヘブリディーズ	46.6	53.4
ダンフリーズ&ガロウェイ	34.3	65.7
ダンディー	57.4	42.7
イースト・エアシャー	47.2	52.8
イースト・ダンバートンシャー	38.8	61.2
イースト・ロージアン	38.3	61.7
イースト・レンフルーシャー	36.8	63.2
エジンバラ	38.9	61.1
フォルカーク	46.5	53.5
ファイフ	45.0	55.0
グラスゴー	53.5	46.5
ハイランド	47.1	52.9
インヴァークライド	49.9	50.1
ミッド・ロージアン	43.7	56.3
マレー	42.4	57.6
ノース・エアシャー	49.0	51.0
ノース・ラナークシャー	51.1	48.9
オークニー	32.8	67.2
パース&キンロス	39.8	60.2
レンフルーシャー	47.2	52.8
スコティッシュ・ボーダーズ	33.4	66.6
シェトランド	36.3	63.7
サウス・エアシャー	42.1	57.9
サウス・ラナークシャー	45.3	54.7
スターリング	40.2	59.8
ウェスト・ダンバートンシャー	54.0	46.0
ウェスト・ロージアン	44.8	55.2

出典：スコットランド選挙委員会事務所

→賛成多数の地域。

【図】地区別の投票結果



以後、SNPは、11年選挙における政権公約において、核軍縮や福祉、教育の拡充、自然エネルギーの促進等の政策を強調し、それらの政策を実行するためには、英国に留保されている諸権限をスコットランドに完全に移管させることを目的とした「独立」が不可欠であると強調した⁴。当時のSNPは、「非核スコットランド」を実現しようとする上で、その具体案を十分に示せていたとは必ずしも言えなかった。しかし、その後、12年9月にSCNDが発表した報告書「トライデントを撤廃する：トライデント核兵器システムの退役と解体のための実践的ガイド」⁵が、サモンド政権のトライデント撤去計画をより具体化させる後押しとなった。

SCND報告書は、現在4隻のバンガード級原子力潜水艦に搭載され、運用されているトライデントを段階的に運用停止し、解体し、撤廃する方法を、具体的な8つの段階の行程表として示した。その行程表においては、スコットランドのクライド海軍基地にあるトライデントを、2年間でイングランド南部にあるバーグフィールド核兵器施設(AWE)へ移送する計画である。つまり、スコットランドが非核化を決定し、実行に移してから2年間で、スコットランドは非核化可能であるとの道を示した。そして、AWEにおける弾頭解体作業は4年間で解体できるとした。

同報告書を作成したSCNDは、SNP、つまりサモンド政権の強力な支持母体である。サモンド政権は、13年11月26日、独立スコットランドの可能な限りの具体的な青写真を示した670ページに及ぶ白書「スコットランドの未来：独立ス

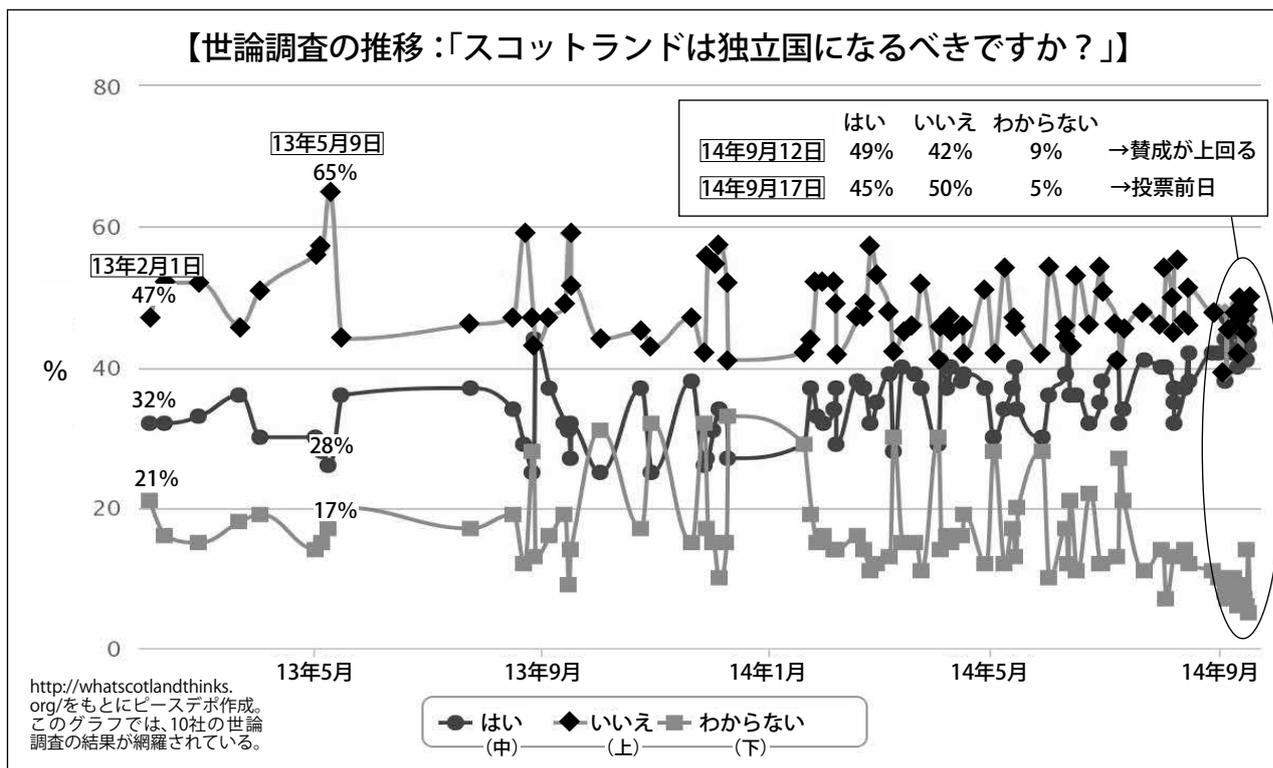
コットランドのガイド」⁶を発表した。同白書の中で、上記SCND報告書に触れ、独立スコットランドの核兵器撤廃政策として採用することを示唆していたのである。今回の独立住民投票で独立が実現しなかったため、この計画がそのままに実行される状況はほぼ消滅したといえる。

また、仮に独立が実現していたとしても、現在のところ、この計画はあくまでもスコットランドにおいて立案され、周知されたものでしかない。計画を現実のものとするためには、キャメロン政権側がスコットランド域内からの核兵器撤去、つまり英国のその他の地域(イングランド、ウェールズ、北部アイルランド)のどこかへ受け入れる必要がある。または、英国として核兵器を手放し、非核化する選択を選ぶかのいずれかとなる。いずれにしても、キャメロン政権側は今日に至るまで、国防のために核兵器を保有し続ける方針を変更しようような姿勢はみせておらず、スコットランドの非核化には多くの難問が待ち受けていたことには変わりはない。

しかしながら、「非核スコットランド」を目指すという政策を前提として、独立を支持したスコットランド住民が44.5%にもものぼったという事実は、今後の英国政府の核政策に決して小さくない影響力を持つものとなるであろう。

世論の動向と英国の訴え

改めて、独立住民投票に関する世論動向と、それに対するキャメロン英首相ら、英国からの動きを押さえておきたい。なぜならば、その中に



は、今後のスコットランドと英国の核兵器をめぐる駆け引きの前提となりうる、英国の最大限の譲歩を引き出した動向が含まれているからである。

英紙「サンデー・タイムズ」による世論調査⁷では、14年8月初旬には独立反対が61%となり、賛成の39%を22ポイント引き離していた。しかし、8月下旬には賛成が47%、反対が53%と猛追して6ポイント差まで縮まり、さらに9月6日に発表の調査⁸では、賛成が51%、反対が49%となり、初めて賛成が反対を上回った。このことは、キャメロン英首相をはじめ、スコットランドが英国に留まることを望む人々に非常に大きな衝撃を与えた。

キャメロン首相は、9月15日、スコットランドのアバディーンにおいて、住民投票前の最後の演説を行い、スコットランドが英国の中に留まらう、涙ながらに訴えた。

「わたしのことが嫌いでも、わたしは永遠に首相ではない。現政権が嫌いでも、永遠に続かない。しかし、あなた方が英国から去ったら、それは永遠に続くことになるのです」、「独立は痛みをともなう離別となる。イギリスを救うために、反対票を投じてほしい」。

アバディーンは、北海油田の採掘拠点である。サモンド首相は、スコットランドが独立した暁には、北海油田による経済的恩恵の大部分が、スコットランドのものになるとの方針を打ち出していた。スコットランドの経済活動の象徴的存在である北海油田は、独立住民投票においても重要な争点となっていた。

キャメロン首相がアバディーンで演説を行った同日、英国の3大政党の党首(保守党党首のキャメロン首相、自由民主党党首のクレグ副首相、野党労働党のミリバンド党首)は、スコットランドが独立せずに英国にとどまれば、スコットランドへのさらなる権限の移譲を行うことで合意したと発表した⁹。その概要は以下のようである。

- スコットランド議会に新たな権限を移譲する。
- スコットランド議会は拡大された権限とともに強化される。そのタイムテーブルは9月19日から始まり、2015年内に法制化される。
- スコットランド議会は英国憲法の恒久的かつ不可逆的な一部となる。
- スコットランドに対する公正と平等を保証する。
- スコットランドの公共サービスや国民保険サービスの支出に関する最終決定権を、スコットランド議会に移譲する。

この中で述べられた、スコットランドへ移譲

される「新たな権限」が具体的に何を示すのかは明らかにされていない。当然のことながら、英国政府及び議会は一枚岩ではなく、政党ごとに政策の違いが存在する。しかし、世論調査によってスコットランド独立が実現しかねない状況を目の当たりにした英国3大政党は、各党が最大限に歩み寄り、とにかくスコットランドを英国に留まらせることを最優先したのである。

住民投票の結果を受け、英国のすべての政党が、どの権限をスコットランドに移譲させるべきかについての議論を始めるとのことである。ブラウン前英国首相がスコットランドの英国残留を訴えるキャンペーンを展開する中で作成し、各党党首が承認した工程表によると、議会は移譲できる権限を網羅した文書を10月に公表することのことである。同文書への英国国民の意見を聴取した後、11月には暫定的な法案が公開され、最終法案は15年1月に議会に提出され、審議と承認を経て成立する予定となっている¹⁰。ここで示される権限の移譲は、恐らく医療・福祉政策等のものになり、外交・安保政策に関するものは含まれないであろう。しかし、その後の安全保障、とりわけ核兵器撤去を求めるスコットランドと、維持を望む英国との間における綱引きにおいて働く力学は、独立住民投票以前のものとは異なったものになろう。

また、英国政府以外の動きとしては、エリザベス女王もスコットランドが英国に留まることを望むとの見解を示した。元ビートルズのポール・マッカートニー氏などの著名人約120人は、スコットランドの英国残留を求める公開書簡にサインし、スコットランド内に工場や支社を持つ多くの企業なども「一つの英国」を呼び掛けた¹¹。中でもスコットランドならではの、スコッチウイスキー協会(SWA)の存在である。スコットランド産のウイスキーは世界約200か国に輸出されており、スコットランドにおける輸出産業としては、石油・ガスに次いで大きな規模を占めている。そしてウイスキーはスコットランドの食品輸出のうちの約85%にもものぼる。4月11日、SWAは、スコッチウイスキーの輸出には、英国が持つ貿易ネットワークが不可欠だとして、独立反対を表明した¹²。スコットランド独立が否決されたのには、このような広範な背景があった。

投票結果を受け、スコットランドのサモンド首相は、9月19日、住民投票での敗北を認めた。サモンド首相は、支持者を前に「スコットランドの人々は現時点で独立をしない決定をした。それを受け入れる」と述べた。その上で、英国への残留が決定した場合にスコットランドの権限を拡大するという約束について「迅速に履行されることを期待している」と語った¹³。

核兵器撤廃への奮闘は続く

住民投票の結果を受け、アーサー・ウェスト SCND議長は、9月19日に「スコットランドから核兵器を撤去する奮闘は続く」という題名の声明を発売した(下記資料)。ウェスト議長は、その中で以下のように述べている。

「私は、住民投票キャンペーンを通じ、スコットランドCNDを非常に誇りに思ってきた。我々は、核兵器の問題が論争や議論を通じて何度も強調されたことを確認してきた。したがって、今日の我々のメッセージは、スコットランド及び世界から核兵器による災難を除去するための、我々の闘いは続くということである。」

今回の「独立スコットランド」を希求し、国家像という広範なテーマが問われた住民投票においては、その志は達成できずに終わった。しかし、ウェストSCND議長が述べているように、2012年の独立住民投票実施の決定以降、約2年間にわたって展開された運動によって、「非核スコットランド」像は以前より鮮明な形で住民の間に広がった。また、先に述べたとおり、投票直前に英国側が提示した、スコットランドへの権限の移譲も実質的な果実と言える。スコットラ

ンド及び英国、更にはCNDも目指す「核兵器のない世界」へ向けた今後の行方を注視していきたい。(塚田晋一郎)⑩

注

- 1 スコットランド自治政府における第1大臣(First Minister)は、実質的なスコットランドの首相を意味することから、日本語では「首相」が一般的に使われている。
- 2 本誌第412号(12年11月15日)。
- 3 選挙委員会事務所。
www.electoralcommission.org.uk/
- 4 本誌第412号(12年11月15日)に11年政権公約の非核政策関連部分の抜粋訳。
- 5 本誌第419-20号(13年3月15日)に抜粋訳。
- 6 本誌第451号(14年7月1日)に抜粋訳。
- 7 この世論調査は、独立「賛成」と「反対」の二者択一で実施されたものである。3ページのグラフは、この「サンデー・タイムズ」の調査も含んでいるが、10社による調査結果を合わせたグラフのため、「わからない」の選択肢もある。
- 8 「サンデー・タイムズ」、14年9月7日。
www.thesundaytimes.co.uk/sto/news/uk_news/scotland/article1455988.ece
- 9 「デイリー・レコード」、14年9月15日。
www.dailyrecord.co.uk/news/politics/david-cameron-ed-miliband-nick-4265992
- 10 「ウォールストリート・ジャーナル」、14年9月19日。
- 11 「CNN」、14年8月31日。
- 12 「ロイター」、14年4月11日。
- 13 「ロイター」、14年9月19日。

【資料】スコットランド核兵器廃絶運動(SCND)議長の声明(全訳)

2014年9月19日

「スコットランドから核兵器を撤去する奮闘は続く」

住民投票の結果にこだわらず、我々は大規模かつ創造的な独立賛成運動が成した役割を、誇りに思う。

多くの人々が、非核スコットランドへの希望がそこで挫かれたことを目の当たりにし、落胆している。

しかしながら、独立賛成キャンペーンの力は、スコットランドからトライデントを撤去する我々の奮闘に新たな息吹を吹き込むとともに、クライド海軍基地を配備し続けることのコストとリスクについての関心を高めた。

我々は、トライデントへの反対の声が独立支持よりも大きいことを知っている。

今後数週間のうちに、我々は、この土地及び世界から核兵器を除去するための我々のキャンペーンを前進させるために、どのような行動が最善なのか、熟慮していく。

2012年の年次総会以降、我々は組

織として独立住民投票における賛成投票を支持してきた。この決定は、年次総会において賛成投票をした多数のメンバーの、独立賛成投票はスコットランドから核兵器を撤去する一つの機会であるという信念に基づくものであった。

核兵器をスコットランドに配備し続けることに反対するCND及びその他の平和運動によるキャンペーンは継続していくことは言うまでもない。

住民投票キャンペーンを通じて、それまでは関与していなかった多くの人々が、政治において活動的になった。我々は、このような多数の人々が、政治的出来事についての彼らの関心を維持し続けることを心から願う。我々は、彼らがスコットランドCNDやより広範な平和運動へ参加することを歓迎する。

我々は今後、2016年夏にウエストミンスター(英国議会)において投票がなされる、トライデント核兵器システムの更新^{*}について注視していく。

もしも更新計画が進行した場合、そのコストの見積りは1000億ポンドもの驚異的なものとなる。スコットランドCNDは、その資金が、健康、教育、コ

ミュニティケア、雇用などといった適切な事柄のために支出されるべきであると確信している。

私は、住民投票キャンペーンを通じ、スコットランドCNDを非常に誇りに思ってきた。我々は、核兵器の問題が論争や議論を通じて何度も強調されたことを確認してきた。したがって、今日の我々のメッセージは、スコットランド及び世界から核兵器による災難を除去するための、我々の闘いは続くということである。

平和を願いつつ。

SCND議長 アーサー・ウェスト

訳注:

※トライデントの更新は、2016年に英国議会での投票によって正式決定される予定である。

www.banthebomb.org/index.php/news/1595-the-struggle-to-rid-scotland-of-nuclear-weapons-goes-on-despite-the-referendum-result

(訳:ピースデポ)

日印首脳、原子力協定の交渉加速を確認

—日本は不拡散原則を守れ

5月の総選挙で10年ぶりに政権交代が行われたインドからナレンドラ・モディ新首相が来日して安倍晋三首相と会談し、9月1日の共同宣言(7ページ・資料)で日印原子力協定の交渉を加速することが確認された。宣言は、安保防衛や経済分野などを含む包括的なものであり、日印の戦略的関係強化の文脈で原子力協力が出てきていることに注目したい。ここでは、日印原子力協議の経緯を振り返り、国際的な原子力産業の動向との関係を整理しておく。

安倍政権が日印交渉再開

日本政府がインド政府と民生用原子力協定の締結に向けて動き出したのは、菅直人氏を首班とする民主党政権下の2010年6月のことであった。その後、同年11月までに日印協議が3回持たれるが、11年3月の東日本大震災と東京電力福島第一原発事故の影響で、協議は一時停止した。

しかし、早くも11年12月末には、訪印した野田佳彦首相(当時)が、インドのマンモハン・シン首相(当時)との間で、日印協定の妥結に向けて努力することを確認する¹。12年12月の政権交代後、安倍首相もまた協定妥結へと突き進む。13年3月には来日したクルシード外相(当時)が岸田外相との間で、同年5月に来日したシン首相(当時)が安倍首相との間で、それぞれ協定推進を確認している。

これらを受けて、13年9月3日、10年11月以来となる日印交渉が都内で持たれているが、その後の交渉内容や進展度合いについては不明である。協定の内容がどのようなものであれ、インドに対して原子力機器や技術等を移転することには、次のような点で問題がある。

第一に、核拡散の観点からの懸念である。すでに米印原子力協定締結の際に指摘されていたことが、ここでも当てはまる²。核不拡散条約(NPT)に加盟しないままの核協力という「特別扱い」をインドに許すことになれば、NPT体制下の非核保有国が核武装に走るのを止める論理は弱くなる(水平拡散)。また、インドは、核プログラムを軍民に分離して民生用原子力事業に関してのみ国際協力を仰ぎ³、民生用施設等に関しては国際原子力機関(IAEA)の保障措置がかけられているから問題はない、との立場を採る。しかし、いくら民生用施設に保障措置をかけても、軍用核施設は「聖

域」として国際的監視の目からはずれているし、海外から核燃料供給を受けることでインド国内のウランに余裕が生まれ、核兵器の開発が強化される面もある(垂直拡散)。

第二に、原子力安全の観点からの懸念である。かつて日本政府は、原発関連機器の輸出前に、相手国の原子力規制体制を調べる「安全確認」の手続きを行っていた。しかし、この業務を担当していた原子力安全・保安院が解体されて原子力規制委員会に改組された際に、「規制機関として推進業務に関与できない」として、規制委が業務の引き継ぎを拒否している⁴。したがって、現在は、日本のメーカーが原発を輸出する際に、原子力安全の観点からチェックする日本側機関がどこにも存在しない状態となっている。

日印協定締結への国際圧力

日印協定交渉の行く末は、国際的な原子力産業の動向にも影響を与える。世界の原子力業界は、東芝が米国のウェスティングハウス(WH)を買収し、日立が米国のジェネラル・エレクトリック(GE)と原子力事業を統合し、三菱重工が仏アレヴァ社と合弁会社「アトメア」を立ち上げるなど、国際的な合従連衡が進んでいる。これら3連合に関わる政府は、米国、フランス、日本だが、米・仏はすでにインドとの原子力協定締結を済ませている。したがって、WHやGE、アレヴァがインドと原子力取引を進めるためには、日印協定の締結が大きなハードルとして残っていることになる。

また、原発輸出における日本のライバル国の動向もある。ロシアはすでにクダンクラム原発などの輸出実績がある。インド・カナダの原子力協定は13年9月に発効した。また、原発新興国である中国も、今年9月19日、訪印した習近平国家主席がインド政府との間で原子力協定の交渉を始めるとで一致している。こうした動向は日印交渉加速化の圧力としてはたらく。

他方で、日印交渉は原子力産業の思うようには進んでいない。先述した核不拡散や原子力安全の観点からの市民社会からの懸念の声に加えて、インド国内の原子力損害賠償法制が大きな障害となっているからだ。10年9月に成立した「原子力損害に関する民事責任法」は、その第17条で、原子力事故が起こった場合に、原発等の運転事業者がメーカーに求償できるしくみを定めている。す

なわち、事故の被害者らに対する損害賠償の一義的な責任主体は運転事業者にあるにしても、メーカーの過失や故意が事故の原因である場合、事業者がメーカーに事後的に損害賠償を請求できることになっているのである。この制度は、運転者にのみ事故の責任を負わせる「責任集中の原則」という国際標準からは外れており、インドとの原子力取引を狙う世界の原子力業界にとっての懸念材料となっている。

日本の原発メーカーは、トルコやヨルダン、アラブ首長国連邦、サウジアラビア、ベトナム、フィンランド、チェコ、リトアニアなどへの原発輸出計画を進め、安倍政権もトップ・セールスなどを通じてこの動きを積極的に後押ししている。中でも、NPT非加盟の核保有国であるインドへの原発

輸出の抱える問題の大きさは、群を抜いている。これを無視して対印協力を邁進することは、日本の不拡散政策に真っ向から反している。また、福島原発事故の原因究明や公正な被害補償も行われない中で「輸出促進」路線には大きな問題があることも、指摘しておかねばならない。

(山口響)⑩

注

- 1 11年12月29日の日印共同声明。http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/india_1112/joint_statement_jp2.html
- 2 「NPT体制を崩壊させる米印核協力」『イアブック 核軍縮・平和 2007』。
- 3 「軍民分離計画」については、本誌257-8号(06年6月15日)。
- 4 『毎日』、13年8月3日。

【資料】日印特別戦略的グローバル・パートナーシップのための東京宣言(粹訳)

2014年9月1日

1. 安倍晋三日本国総理大臣とナレンドラ・モディ・インド首相は、2014年9月1日に東京において会談し、両国民の発展及び繁栄の継続のため、並びに、アジア及び世界の平和、安定及び繁栄の促進のために、日印戦略的グローバル・パートナーシップの可能性を最大限に発揮することを誓った。両首脳は、両国の関係を特別な戦略的グローバル・パートナーシップに引き上げつつ、今般の会談を日印関係の新時代の幕開けと称した。
2. 安倍総理は、モディ首相に対して、近隣国を除いては最初の二国間訪問先として日本を選択したことについて深い感謝の意を表明した。モディ首相は、本決断は、インドの外交政策及び経済開発における日本の重要性、並びに、インドのルック・イースト政策における日本の中心的な位置付けの表れであると述べた。モディ首相は、安倍総理に対して、日印戦略的パートナーシップの強化に向けた総理自身の深いコミットメント、素晴らしく温かなおもてなし、及び、本日の東京での議論を特徴付けた大胆なビジョンについて、感謝した。
3. 両首脳は、日本とインドは、古くからの文化的つながりと両国民間の永きに亘る親善を有する、アジアで最大かつ最古の民主主義国であることに留意した。両国は、収斂したグローバルな利益、重大な海洋による相互連結及び国際的な責任の高まりによって、結びつけられている。両首脳は、平和と繁栄、国際的な

法の支配及び開かれた国際貿易体制に対する、不変のコミットメントを共有する。両国経済は、互恵的な経済パートナーシップのための限らない機会を創出する広範な補完性を有する。

4. 両首脳は、両国の関係は、両国の政界、経済界及びあらゆる階層の人々にわたっての本関係の重要性と可能性についての他に類を見ない意見の一致から、強みと活力を引き出すと述べた。
5. 両首脳は、ファクトシートに列挙されている個々の協力計画・事業の進展を歓迎するとともに、各関係当局に対して、相互に満足できる態様で協力を更に進めるよう指示した。

政治、防衛及び安全保障のパートナーシップ

6. 両首脳は、年次首脳会談を継続するとともに、地域及び多国間の会合の際に、可能な限り頻繁に会合を行うことを決定した。
7. 多分野における閣僚級の対話、特に、外務大臣、防衛大臣や財務、経済、貿易及びエネルギー担当大臣間の対話によって与えられる、日印二国間協力の特質を認識しつつ、両首脳は、こうした交流を強化し、活発化することを決定した。この関連で、両首脳は、外相間戦略対話及び防衛相会談の次回会合がそれぞれ2014年中に開催されることを歓迎した。両首脳は、安全保障問題に関するあらゆる課題について、相互理解と協力をより深める主要な手段として、日本の国家安全保障局の設置直後の本年初めに立ち上げられた、国家安全保障局長と国家安全保障顧問間の対話の重要性を確認した。

両首脳は、両国の戦略的パートナー

シップの進展のための外務・防衛次官による「2+2」の重要性を強調するとともに、本対話を強化する方途を検討することを決定した。

8. 両首脳は、両国の戦略的パートナーシップにおける日印間の防衛関係の重要性を再確認するとともに、本関係を引き上げ、強化することを決定した。両首脳は、モディ首相の訪日中の防衛分野における協力及び交流の覚書の署名を歓迎した。この文脈で、両首脳は、二国間海上共同訓練の定例化及び印米マラバル海上共同訓練への日本の継続的な参加を重視した。また、両首脳は、日印海上保安機関間の既存の対話メカニズム及び共同訓練を歓迎した。
9. モディ首相は、防衛装備・技術の移転に関する日本の政策における最近の進展を歓迎した。両首脳は、この進展が防衛装備・技術協力を新たな時代へと導くものとなることへの希望を表明した。両首脳は、両国間の防衛装備・技術における移転及び共同事業に向けた将来の非常に大きな潜在的可能性を認識した。両首脳は、救難飛行艇US-2に関する協力の様態を模索する合同作業部会(JWG)において、US-2飛行艇及びその技術の協力に関する議論の進展を歓迎し、関係当局に対し議論を加速させるよう指示した。また、両首脳は、関係当局に対し、防衛装備・協力を促進することを目的とした両国間の事務レベルの協議を開始するよう指示した。
10. 両首脳は、海洋及びサイバー分野の安全保障における広範囲な共通の利益を認識し、これらのグローバル・コモンズの全体性と不可侵性を保つため、お互いに、また志を共有するパートナーと共に取り組んで

いくことを決定した。両首脳は、海洋安全保障、航行及び上空飛行の自由、民間航空の安全、妨げられない合法的な通商活動、及び国際法に従った紛争の平和的解決への共通のコミットメントを確認した。

地域及び世界における平和及び安全保障のためのグローバル・パートナーシップ（略）

民生用原子力エネルギー、不拡散及び輸出管理

19. 両首脳は、両国間の民生用原子力協力の重要性を確認し、原子力の平和的利用に関する協力についての協定にかかる交渉の重要な進展を

歓迎した。両首脳は、早期妥結に向けて交渉を更に加速するとともに、不拡散及び原子力安全における両国のパートナーシップを強化するよう双方の関係当局に指示した。

20. 安倍総理は、日本から移転された資機材及び技術が大量破壊兵器の運搬手段に用いられないとの確約を含む、不拡散分野におけるインドの取組を称賛した。モディ首相は、日本の外国ユーザー・リストからインドの宇宙・防衛関係の6団体を削除するとの日本政府の決定を評価した。両首脳は、ハイテク分野での貿易と協力の拡大を期待した。

21. 両首脳は、国際的な不拡散の取組を強化するという目的の下、インド

が、原子力供給国グループ、ミサイル技術管理レジーム、ワッセナー・アレンジメント及びオーストラリアグループという、4つの国際輸出管理レジームの完全なメンバーとなるために共に取り組むコミットメントを確認した。

繁栄のためのパートナーシップ（略）
科学探求、イノベーション喚起、技術開発、人々の結びつき（略）
将来のための導き（略）

www.mofa.go.jp/mofaj/files/000050478.pdf

（外務省仮訳をもとにピースデポが加筆・修正。）

集団的自衛権「閣議決定」後の論議の動向

曖昧さが解消されないまま、 拡大が意図される武力行使の可能性

2014年7月1日に公表された集団的自衛権行使の容認を含む閣議決定は、日本の安全保障政策全体を大転換させる重大なものである。「自衛のための措置」としての武力行使を行う際の3つの要件（新3要件）をはじめ、その内容は恣意的な判断が許されうる抽象的なものであり、様々な疑義が提起されている。日米ガイドラインの再改定作業と並行して関連法案策定が進められる中、閣議決定からこれまでに示された政府の見解や関係閣僚らの答弁などを基に論議の動向を整理する。

「明白な危険」とは何か？

閣議決定後に示された主な見解や答弁などを、論点毎に整理して資料(10ページ)にまとめた。

最も大きな論点は「事態の想定」、すなわち、「自衛のための措置」としての武力行使が可能な場合とは果たしてどのような場合か、という点である。

新3要件は、他国への武力攻撃が生じ、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」に行使を限定していると、政府は主張する。だが、この要件自体が極めて抽象的な表現であり、恣意的な解釈が可能である。

こうした批判に対して、閣議決定後に内閣官房がHPに掲載した『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について』の「一問一答」¹⁾は、事態の個別・具体的な状況に即して、「主に、攻撃国の意思・能力・事態の発生場所、その規模・態様・推移などの要素を総合的

に考えて、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから」客観的、合理的に判断する、と説明している(資料の①。以下同じ)。だが、この説明自体が極めて一般的かつ抽象的であり、結局は政府の「総合的な判断」に委ねられることになる。ただし、この点について、国会の集中審議で横島裕介内閣法制局長官が注目すべき答弁を行なった。「明白な危険」とはどのような事態かについて、横島長官は「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が及ぶことが明らかになった状況」であると答弁したのである(②)。これを素直に読めば、日本への武力攻撃が差し迫るような急迫した事態であるとの見解と受け取れる。

「経済的苦境」での行使容認の危険

だが、具体的な想定をめぐる議論を追うと、むしろその範囲はかなり広く想定されている。例えば、中東のペルシャ湾とりわけホルムズ海峡に

おける機雷除去が可能かどうか、という論点が盛んに議論されている。公明党が慎重姿勢を崩していないこの点について、閣議決定後の議論では、その必要性と可能性が繰り返し主張されている。「一問一答」は「機雷の除去は受動的、限定的な行為」であるとし、可能な場合があることを強調している(④)。同時に示されているのは、「まさに、そこで戦闘行為が行われているところに派遣して、機雷の除去を行うことは、想定されません」との限定のみである。集中審議でも安倍首相は、繰り返しペルシャ湾での機雷除去は「できる」と述べている。

石油供給が滞る事態が、横畠法制局長官のいう「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が及ぶことが明らかになった状況」と見なすのは無理であろう。だが、安倍首相は「経済に与える打撃によって多くの例えば中小企業等々も相当な被害を受けることになる。多くの倒産も起こり、多くの人が職を失う状況につながるかもしれない。そういうものも勘案しながら総合的に判断していく」(⑤)とし、経済的打撃を受ける事態も要件に当てはまり得るとした。

政府は、集団的自衛権の全面的な行使は認めない「限定容認」であるとの立場をとっているが(⑥⑦)、「限定」の中身は極めて曖昧なままである。

「他国」の範囲も曖昧、地理的限定も否定

集団的自衛権を発動する対象として、新3要件は「我が国と密接な関係にある他国」が攻撃を受けることとしていた。ここに含まれる「他国」とはどこかに関して、安倍首相は、あらかじめ特定されていないと説明している(⑨)。「我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要で米国はこれに当たる。それ以外の国については相当、限定される」との答弁もあるが(⑩)、「相当、限定される」対象とはどこまでを含みうるのかについて、具体的なことは何も示されていない。現実には、米国のみならず、韓国や豪州などの米の同盟国、さらに行動を共にする友好国も含まれるだろう。

新3要件には「地理的限定」も存在しない。地理的範囲が際限なく拡大しかねないとの懸念に対して、政府は「従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は全く変わりません。国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置としての武力の行使の「新3要件」により、日本がとり得る措置には自衛のための必要最小限度という歯止めがかかっています」(⑩)と説明するのみで、ほとんど「答え」になっていない。

集団安保への積極的参加

その一方で、公明党が否定的であった武力行使を伴う国連の集団安全保障措置への積極的参加について、閣議決定では議論を棚上げし明記を見送ったが、集中審議で安倍首相は、「新3要件に当てはまる限り、集団安保における武力行使も可能である」との姿勢を示した(⑪)。

この点に関して、9月3日に発表された内閣改造で、新たに防衛相兼安全保障法制担当相に就任した江渡聡徳大臣は、集団的自衛権を行使して自衛隊が停戦前に機雷掃海を行っている途中で、国連安保理決議が行なわれて集団安全保障に切り替わっても、活動を継続すると明言した(⑫)。江渡氏は「資源や食料を輸送する船舶の安全確保は極めて重要」と述べており、経済的打撃でも新3要件を満たす場合がありうるとの政府の立場を改めて強調している。

「戦闘現場には派遣しない」の危うさ

集中審議を通じて首相は、アフガン戦争やイラク戦争のような場合に、「空爆をしたり軍隊を送ったりして、戦闘行為をすることはしない」と繰り返し強調した。だが、その一方で、閣議決定では、後方支援における「非戦闘地域」という概念を放棄して、「現に戦闘行為が起きている現場」では活動しないという考え方への変更が行われた。これについて、首相は「現に戦闘行為を行っている現場は、人を殺傷し、または物を破壊する行為が現に行われているか否かという事実関係により客観的に認識できる」(⑬)とし、また、状況が変化して戦闘が起こった場合には自衛隊を「引き揚げる」と説明した。だが、「逃げようとした際に攻撃を受ける可能性があり、戦闘に巻き込まれるのではないか」(共産党・小池晃議員、7月15日)との指摘に対しては、「身を守るための武器使用はあり得る」と答弁した。このやりとりによって、実際に後方支援の現場で自衛隊が戦闘を行うことがないとの保証はできないという現実が端無くも露呈した。

求められる批判と対案

「国家安全保障戦略」に見られるように、安倍安保政策の軍事偏重は明らかである。だが、「閣議決定」前文の次の記述は注目に値する。すなわち、「政府としての責務を果たすためには、まず、十分な体制をもって力強い外交を推進することにより、安定しかつ見通しがつきやすい国際環境を創出し、脅威の出現を未然に防ぐ」ことが必要だといっているのである。「外交による国際紛争の未然防止」こそが国の責務であるという規範から、閣議決定

も自由ではありえない。

「歯止め」に関する議論を注視し批判するだけでなく、この観点に立ち、地域的安全保障と外交枠組みの対案を市民社会の側から育て、提示してゆくことが極めて重要である。本紙でもしばしば取り上げたモートン・ハルペリン氏による「北東アジア非核化のための包括的アプローチ」²の提

案を含め、対案の議論を深めることが求められる。(吉田遼)^M

注

- 1 www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/anzenhoshouhousei.html
- 2 本誌417号(13年2月1日)及び本誌418号(13年2月15日)参照。

【資料】「閣議決定」後の主な見解・答弁など(テーマ別整理)

(1)武力行使が可能となる「事態の想定」

(a)「明白な危険」とは何か?

・新3要件=他国への武力攻撃が生じ、「これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合」。

①内閣官房「一問一答」(問21)

事態の個別・具体的な状況に即して、「主に、攻撃国の意思・能力・事態の発生場所、その規模・態様・推移などの要素を総合的に考えて、我が国に戦禍が及ぶ蓋然性、国民が被ることとなる犠牲の深刻性、重大性などから」客観的、合理的に判断。

②横畠裕介内閣法制局長官(7月14日、衆院予算委)

「国民に、我が国が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が及ぶことが明らかになった状況」。

③安倍首相(7月15日、参院予算委)

「集団的自衛権の発動の要件にある武力攻撃とは、武力攻撃事態法における武力攻撃事態と同じか」との質問(民主党・大塚耕平議員)への答弁:

「武力攻撃事態法における、いわゆる切迫事態と他国に対する武力攻撃の発生を前提とする新3要件の「明白な危険がある場合」とは、前提を異にしている。法整備の段階において、武力攻撃事態法との関係は整理する」。

(b)ペルシャ湾での機雷掃海の是非

④内閣官房「一問一答」(問27)

「機雷の除去は受動的、限定的な行為であり、敵を撃破するための大規模な空爆や地上戦とは、性格が大きく異なります」。「まさに、そこで戦闘行為が行われているところに派遣して、機雷の除去を行うことは、想定されません」。

⑤安倍首相(7月14日、衆院予算委)

「ホルムズ海峡は、我が国の輸入する原油の8割が通過している。同海峡を経由した石油供給が回復しなければ、

我が国の国民生活に死活的な影響が生じ、我が国の存立が脅かされる事態が生じうる」。

「経済に与える打撃によって多くの、例えば中小企業等々も相当な被害を受けることになる。多くの倒産も起こり、多くの人が職を失う状況につながるかもしれない。そういうものも勘案しながら総合的に判断していく」。

(c)「限定容認」とはどういう意味か?

⑥内閣官房「一問一答」(問6)

「今後、更に憲法解釈を変更して、世界各国と同様に国際法上合法的な集団的自衛権の行使を全面的に認めるようになるのでは」という問いへの答え:「その場合には憲法改正が必要」とし、「世界各国と同様に集団的自衛権の行使を認めるなど、憲法第9条の解釈に関する従来の政府見解の基本的な論理を超えて武力の行使が認められるとするような解釈を現憲法の下で採用することはできません」。

⑦安倍首相(7月14日、衆院予算委)

「我が国が取り得る措置には限界があり、各国に認められているのと同様の集団的自衛権の行使が憲法上、許されるわけではない」。

(d)事態の判断

⑧安倍首相(7月14日、衆院予算委)

「新3要件は一見厳しいが、経済的苦境でもと読みうる。何の限定もしていないに等しく白紙で内閣に委任するような話だ」と指摘(民主党・岡田克也議員)への答弁:「政府が判断した後、国会の判断をいただいて、初めて自衛隊は行動できる」。

(2)集団的自衛権発動の対象

・新3要件=「我が国と密接な関係にある他国」。

⑨安倍首相(7月14・15日、衆参予算委)

「外部からの武力攻撃に対し、共通の危険として対処しようという共通の関心を持ち、我が国と共同して対処しようとする意思を表明する国を指す。あらかじめ特定されているものではない」。(14日)

「我が国の平和と安全を維持する上で日米同盟の存在、米軍の存在は死活的に重要で米国はこれに当たる。それ以外の国については相当、限定される」。(15日)

(3)地理的限定

⑩内閣官房「一問一答」(問22)

「自衛隊は世界中のどこにでも行って戦うようになるのではないか?」との問いへの答え:

「従来からの「海外派兵は一般に許されない」という原則は全く変わりません。国の存立を全うし、国民を守るための自衛の措置としての武力の行使の「新3要件」により、日本がとり得る措置には自衛のための必要最小限度という歯止めがかかっています」。

(4)国連の集団安全保障措置への参加

⑪安倍首相(7月14・15日、衆参予算委)

「新3要件に当てはまる限り、集団安保における武力行使も可能である」との立場を繰り返し表明。

⑫江渡聡徳防衛相兼安保法制担当相(9月8日、新聞各社インタビュー)

「(武力行使を認める)新3要件を満たす限り、国際法上の根拠が(集団的自衛権から)集団安全保障になったとしても、自衛隊が活動をやめることはない」。

(5)後方支援活動が可能な地域

・閣議決定=「非戦闘地域」概念を放棄、「現に戦闘行為が起きている現場」では活動しないとの考え方に変更。

⑬安倍首相(7月15日、参院予算委)

「現に戦闘行為を行っている現場は、人を殺傷し、または物を破壊する行為が現に行われているか否かという事実関係により客観的に認識できる」。

※内閣官房『「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」の一問一答』及び、衆議院予算委員会(7月14日)、参議院予算委員会(7月15日)における集中審議での答弁を中心に、国会議事録及び報道を参照してまとめた。

今こそ日本政府を動かそう

核兵器に関する日本政府の見解や発言では、決まり文句のように「唯一の戦争被爆国である我が国は」が、まくらことばとして使われている。しかしその割には、内容の核兵器政策が消極的であったり、現状維持的であったりしてしばしば失望させられる。「ステップ・バイ・ステップによる核兵器廃絶に向けての努力」とか、「究極の核兵器廃絶を目指した現実的アプローチ」といった修飾文が、釈明するかのようにちりばめられているのも特徴だ。

その一環として、外務省の守旧派や多くの国防族議員たちは、米国による“核の傘”から日本が脱却することには強く反対する。核兵器を保有する中国と北朝鮮が、日本にとって「脅威」として存在するのを理由としているためだ。そこで少しでも“核の傘”がほころびそうな兆しが見えると、慌てて米国政府に働きかけ、その継続や強化を図ろうとする。時には日本の核武装（現実にはあり得ないことは筆者も当エッセーで何回か論じてきた）をチラつかせまでして米国政府を当惑させもした。

こうした底流があるからこそ、「北東アジア非核兵器地帯」構想の中で、最も現実に即した「3プラス3」案（1996年にピースデポの梅林宏道氏が提唱）が、今や国際的にも大きく注目されているのにもかかわらず、肝腎の日本政府が動こうとはしないのではないか。つまりもしも非核兵器地帯条約が成立したとして、日本が“核の傘”から脱却したはいいが、加盟国の中に加盟条件を守らない国が出てきたら…といった危惧。或いは北朝鮮や中国が条約そのものに実際に賛同するのか、といった疑念。そうした点にあれこれ煩わされる位なら、現在の“核の傘”に安住する方がよほど確実かつ安全だ、との心理が働いているようにしか筆者には思えない。

そこでこれら2つの問題について以下論じて見ることにする。従来までに締結され

た南半球における条約としては、南極条約（1961年発効）、トラテロルコ条約（1968年発効）、ラロトンガ条約（1986年発効）、ペリンダバ条約（1996年締結）、バンコク条約（1997年発効）などがあり、ほぼ全域をカバーしている。一方、北半球ではモンゴル非核兵器地帯地位（2000年、国内法として制定）や中央アジア非核兵器地帯条約（2006年締結）がある。何れもこれまでのところ加盟国間で深刻な対立を生じたことはないと見られている。国際的な法的拘束力を持ち、相互監視的な国家の信頼にかかわる条約だけに、一国の身勝手さだけで乱されるものとは先ず考えられない。

次に北東アジア非核兵器地帯の場合、北朝鮮や中国が条約加盟に賛成するか否かについて検討して見よう。北朝鮮については賛成の可能性が高いとみなされる幾つかの根拠がある。例えば過去の6カ国協議の場で北朝鮮の代表自らが、朝鮮半島の非核化に関する共同宣言は、故金日成主席の遺訓であって、それは今日でも効力を持つと表明していること、またモンゴルのウランバートルで開かれたIPPNW（国際反核医師会議）総会において、北東アジア非核兵器地帯条約の実現を目指すことが決議された際、同席した北朝鮮の医師団からも何ら反対の意志表示がなかったこと、などが指摘されよう。さらに中国については、かねて非核兵器国に対して中国が核兵器を使用することはしない（消極的安全保証）と宣言しており、条約の議定書に同意する可能性は十分あると考えられる。

従って日本政府の杞憂や疑念に対しては、日本の反核NGOや議員連盟などが、上記の理由を示して説得を続ける必要がある。同時にマスメディアの協力も得ながら世論の高まりを促し、北東アジアの安定と平和のために非核兵器地帯の創設を！とのうねりを国全体に広める活動が、今ほど求められる時代はないのではあるまいか。



特別連載エッセー●83

つちやま ひでお
1925年、長崎市生まれ。長崎で入市被爆。病理学。88年～92年長崎大学長。過去4回開かれた核兵器廃絶地球市民集会ナガサキの前実行委員長。2010年12月、長崎市名誉市民に。

被爆地の一角から

土山秀夫

（題字も）

日誌

2014.8.21~9.20

作成：有銘佑理、塚田晋一郎

INF=中距離核戦力/NATO=北大西洋条約機構/NSC=国家安全保障会議/THAAD=高高度防衛ミサイル

- 8月22日 防衛省の新宇宙開発利用基本方針案が判明。北朝鮮のミサイルに即応するため、宇宙を「対処空間」と位置付ける。
- 8月28日 チョン・ギョンハン韓国経済担当副首相、北朝鮮が核開発を停止すれば、国際投資を呼び込む手助けを行うと述べる。
- 8月30日 米政府、核開発やシリアのアサド政権支援を理由にイランなどの約30企業や個人を追加制裁の対象に指定したと発表。
- 9月1日 韓国消息筋、米国のTHAAD配備を検討する韓国現地調査を終え、配備をすることが間もなく最終決定されると述べる。
- 9月1日 安倍首相、インドのモディ首相と東京・元赤坂の迎賓館で会談。共同宣言で原子力協定の交渉加速を確認。(本号参照)
- 9月3日 ロシア海軍初のヤーセン型攻撃原潜「セヴェロドヴィンスク」、ミサイルの試験発射に成功。
- 9月4日 韓国国防省、在韓米軍の指揮下で韓国軍中心の部隊を運用する「米韓連合師団」を15年に創設することで合意と発表。
- 9月4日付 米國務省、約1年にわたり空席だった6か国協議担当特使に、シドニー・サイラー前NSC朝鮮半島担当部長を起用。
- 9月5日 NATO首脳会議、「ウェールズ宣言」採択。ロシアにINF撤廃条約を完全かつ検証可能な形で遵守するよう求める。
- 9月10日 ブーチン・ロ大統領、14年末までの軍事ドクトリン改定を表明。NATOとの対立を受け核抑止力強化などを打ち出す考え。
- 9月11日 インド、弾道ミサイル「アグニ1」の発射実験に成功。
- 9月14日 中国が14年1月から北朝鮮に対する原油輸出をゼロにし、再開には核開発停止の確約や6か国協議への復帰表明を条件としていることが明らかに。
- 9月18日 スコットランド独立住民投票。独立賛成45%、反対55%となり、英国に留ま

イアブック「核軍縮・平和2014」

—市民と自治体のために 10月発刊予定!

監修：梅林宏道 / 編著：NPO法人ピースデポ
発行：緑風出版 / A5判 約320頁

会員価格1700円 / 一般価格2000円 (ともに+送料)

特集：核兵器の非人道性から禁止の法的枠組みへ

★ご注文方法は同封のチラシにて★

- 2013年のキーワード：核軍縮/ミサイル防衛/米軍・自衛隊/自治体とNGO ほか
- 市民と自治体にできること
- 豊富な一次資料

ることに。(本号参照)

- 9月20日 フレルバータル駐日モンゴル大使、北朝鮮に大使館を持つ同国として、拉致問題に関し、日朝の橋渡しを行うと述べる。
- 沖繩
- 8月22、23日 名護市嘉陽沖でジュゴンを確認。日本テレビが撮影。
- 8月22日 那覇市議会、辺野古埋立て中止・移設断念求める意見書を賛成多数で可決。
- 8月23日 辺野古埋立て工事開始後初の抗議集会。キャンプ・シュワブ前に3,600人。
- 8月26日付 琉球新報・OTV世論調査。「辺野古中止」80.2%、知事承認を批判が74%。
- 8月26日付 海保、辺野古海上で抗議する市民9人を拘束。拘束者は延べ19人に。
- 8月27日 F15C戦闘機、米バージニアで墜落。同日、嘉手納基地で同型機が緊急着陸。
- 8月28日 県、岩礁破壊を許可。沖繩防衛局、年度内にも辺野古埋立て本体工事に着手。
- 8月29日 国連人種差別撤廃委、沖縄の人々の「先住民」権利保護を日本へ勧告。
- 8月29日 辺野古ボーリング調査、9地点完了。2~4日で調査を終える地点も。
- 8月31日 海保、辺野古海上のプロート内で抗議行動をした市民20人を一時拘束。
- 9月1日 CH53ヘリ、ソマリア沖で墜落。普天間に同型8機が配備中。
- 9月2日 F15C戦闘機、嘉手納で飛行再開。
- 9月3日 県議会、辺野古新基地建設中止を求める意見書を可決。野党と公明が賛成。
- 9月4日 AV8Bハリヤー、嘉手納基地へ緊急着陸後に出火。ノースカロライナ所属機。
- 9月5日 海上保安庁、海上抗議の市民への強制措置(海保法18条1項)適用を明言。プロート(パイ)内での抗議を「犯罪」と認識。
- 9月6日 宮古島で県防災訓練。陸海空3自衛隊が初の合同参加。米海兵隊も初参加。

- 9月7日 県内統一地方選。名護、宜野湾、沖繩市は市政与党多数。与那国は与党3・野党3。東村高江で共産の新人が当選。
- 9月9日 江渡防衛相、普天間基地の「5年内運用停止」について、「起点は未定」と発言。
- 9月9日付 普天間飛行場周辺、連日夜間訓練。最大97.3db。午前0時超えの飛行も。
- 9月10日 菅官房長官、県知事選での辺野古問題争点化を否定。「過去の問題」と発言。
- 9月11日 キャンプ・シュワブ内で実弾射撃訓練。照明弾を使用。80db超の騒音89回。
- 9月12日付 ウィキリークス、辺野古新基地が軍港機能を持つことを日本政府が09年に把握していたことを示す米公電を公表。
- 9月12日 海保、辺野古海上で抗議する市民を拘束し「刑法特法適用」の可能性に言及。
- 9月13日付 防衛省、高江ヘリパッドN1ゲート前の県道路側帯を米軍専用に変更方針。
- 9月13日付 海保、辺野古プロート外で市民を拘束。「犯罪予見」と説明。
- 9月13日 翁長那覇市長、県知事選出馬表明。辺野古埋立て承認撤回への言及は避ける。
- 9月14日付 モンデール元駐日米大使、米政府内で95年に在沖米軍撤退・縮小議論があったが、日本が駐留を求めたと証言。
- 9月15日 AV8B攻撃機、改良ナパーム弾搭載し嘉手納基地を離陸。島島で投下訓練か。
- 9月17日 菅官房長官訪沖。普天間使用停止「19年目標」。辺野古移設「粛々と進める」。
- 9月18日 モートン・ハルペリン氏来沖講演。「辺野古移設見直し可能」との見解示す。
- 9月18日 普天間所属AH1Wヘリ、部品紛失。同機の関連事故は、今年に入り4件目。
- 9月20日 名護市辺野古の浜で辺野古埋立て反対訴える県民集会。5,500人参加。

今号の略語

- CND=核兵器撤廃運動
- IAEA=国際原子力機関
- NPT=核不拡散条約
- SNP=スコットランド国民党

核兵器廃絶のための新しい情報を得るオープンな場

アポリション・ジャパンMLに参加を

abolition-japan-subscribe@yahoogroups.jp に

メールをお送りください。本文は必要ありません。(Yahoo!グループのMLに移行しました。これまでと登録アドレスが異なりますので、ご注意ください。)

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

編集委員：梅林宏道<CXJ15621@nifty.ne.jp>、湯浅一郎<pd-yuasa@jcom.home.ne.jp>、田巻一彦<tamaki@peacedepot.org>

塚田晋一郎<tsukada@peacedepot.org>、山口響<hibikiy1976@yahoo.co.jp>、吉田遼<farawayalongway@yahoo.co.jp>

宛名ラベルメッセージについて

- 会員番号(6桁)：会員の方に付いています。
- 「(定)」：会員以外の定期購読者の方。
- 「今号で誌代切れ、継続願います。」「誌代切れ、継続願います。」：入会または定期購読の更新をお願いします。
- メッセージなし：贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書：秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

田巻一彦(ピースデポ)、塚田晋一郎(ピースデポ)、湯浅一郎(ピースデポ)、朝倉真知子、有銘佑理、岡本高明、丸山純一、藪玲子、山口響、吉田遼、土山秀夫、梅林宏道